

<書評と紹介> 鈴木靖民・金子修一・石見清裕・浜田久美子編 『訳註日本古代の外交文書』

ENOMOTO, Jun`ichi / 榎本, 淳一

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

83

(開始ページ / Start Page)

66

(終了ページ / End Page)

67

(発行年 / Year)

2015-03-24

〈書評と紹介〉

鈴木靖民・金子修一・石見清裕・浜田久美子編

『訳註日本古代の外交文書』

榎本 淳一

外交文書は国家間で交わされる公文書であるが、国の威信をかけた、当代一流の文人がその才智を尽くして筆を揮ったため、華麗な名文が少なくない。古代東アジアでは中国語（漢文・漢語）が共通言語であったため、外交文書も漢文で書かれ、中国の古典の知識を駆使し、様々な技巧を凝らして文章が彩られた。菅原道真や都良香など著名な文人の漢詩文集の中にも、外交文書が作品として収められている。しかし、古代の名文は、古典の素養に乏しく、漢文の修辭技法に暗い現代人にとっては、極めて難解な文章であり、その解釈に苦しむことになる。言うまでもなく、外交文書は対外関係史研究の基本史料であり、外交文書の解説無しに研究は成り立たない。研究者泣かせの外交文書であるが、ここに朗報が届いた。古代日本が取り交わした外交文書に、詳細かつ適確な訳註を施した『訳註日本古代の外交文書』が刊行されたのである。中国史・朝鮮史・日本古代史の一線級の研究者二十数名が十三年もの年月をかけて作成した労作であり、斯界の渴望をいやす快挙

である。

本書は、前書、目次、総論、凡例、本編、附録、あとがき、編者・執筆者紹介から成る。前書は編者の一人金子修一氏の筆になり、本書の構成・概要について述べられている。その後の詳細な目次と併せて、本書の全体像が一望できるようにになっている。続いて総論は、「日本古代の外交文書」とタイトルが付され、編者の金子修一・石見清裕・浜田久美子三氏の共著で、中国や日本古代の外交文書の制度及び外交儀礼について解説し、初学者にも十分理解できるように外交文書読解に必要な基礎知識が得られる仕組みとなっている。凡例では、本編の記載方法や執筆・校訂などの責任分担、引用史料の略称、校異の方針や校訂諸本の略称などを説明している。諸本の種類は優に百を超えており、綿密な校訂が行われたことが窺える。そして、いよいよ本書の中核である本編となる。本編では、劉宋・孝武帝の詔から東丹国・裴璆の怠状に至る五十通の「外交文書」が取り上げられている。ひとつひとつの文書に対し、「概要」としてその文書作成の背景・経緯が説明され、諸本により校訂された【本文】及び【校異】が示され、【訓読】（書き下し文）、【語釈】、【現代語訳】、そして関連研究や問題点に言及する【考察】と続き、これ以上のもは無いと思われるほど完璧な訳註の構成となっている。【本文】の校訂は行き届いており、今後、当該史料の定番テキストになるものと思われる。【語釈】、【現代語訳】、【考察】は平易で分かりやすい文章で書かれている一方、実力有る研究者により最新の成果が盛り込まれており、初学者から研究者に至るまで、理解しやすく、得るものが多い内容となっている。

附録は、本編の内容に関連する参考史料、参考文献、外交使節一覽、地図・航路図、系図、索引から成る。参考史料は四百件を超え、参考文献も二百八十余件もあり、訳註の確かさを保証するとともに、研究の良き手引きともなっている。あとがきは、編者の一人浜田久美子氏が執筆し、この訳註を行った研究グループが「国書の会」であることが紹介され、十年以上に及ぶ会の活動が思ひ出を交えながら語られている。

以上、要領の悪い説明で恐縮であるが、本書の充実した内容を理解頂けたら幸いである。なお、仄聞したところでは、刊行後一年足らずで、早や増刷が決定したということで、既に世評は高く定まっているようである。

本書の学術的価値の高さは間違いないが、多少気になるところもある。まず、一番気になったのは、「外交文書」選択の基準である。既に稲田奈津子氏も指摘されている（『日本歴史』第七九九号、二〇一四年十二月）が、なぜこの文書が採用され、なぜこの文書が外されたのか、その基準が説明されていないことにより、戸惑いを覚える。まず、取り上げられた文書で違和感を覚えたのは、13の新羅の「奏」・日本の「詔」、48の「法皇賜渤海表頌書」、49の「賜渤海国大使裴瑋位記」、50の「怠状」である。13は口頭で述べられたものを記録したものであって、外交文書と言えるのか疑問を感じる。48は法皇の書状とは言え、私信である。外交文書に入れるのは不適切ではないだろうか。49は位記であり、明らかに外交文書ではない。また、それでも敢えて49を入れるならば、なぜ高階遠成の位記（告身）を入れないのか、不穏当に思われた。50

は怠状（過状）という詫び状の類であり、これも外交文書ではない。以上のものを「外交文書」に入れる一方、魏の明帝が卑弥呼に下した詔書を探らなかつたのは何故か。誰しも思う疑問であろう。

もう一つ、些細なことだが、46の「太政官牒」の解釈に触れておきたい。【本文】の二行目の「放還謝恩并請客使事 政堂省孔目官楊中遠等凡壹佰伍人」を「放還されし恩に謝し并せて客使を請う事 政堂省孔目官楊中遠等凡壹佰伍人」と訓読し、【現代語訳】では「放還された恩義に感謝し、ならびに客使を請う事／政堂省孔目官楊中遠等あわせて二百五人」〈は改行を示す〉とし、太政官牒の事書きとして解釈している。しかし、それでは日本側が渤海側に放還を感謝し、客使を要請することになってしまう。文書の内容と齟齬することになる。他の太政官牒の文例を併せ見るならば、太政官牒の二行目に事書きが来ることはなく、渤海使の使節名（「入觀使」など）とその長官の官職・姓名が書かれている。従って、「放還謝恩并請客使事」の部分も事書きではなく、使節名と解釈しようのではないだろうか。「事」を衍字と見るか、「知太政官事」のように「知」の脱落と見るかなど考えようがあると思う。外交文書の書式とも関わる問題と考え、敢えて指摘した。以上、二点、検討頂けたらと思う。

「国書の会」は、現在、「統国書の会」に発展し、研究活動を続けていくという。本書に続く訳註の完成を期待し、拙い紹介を終えることにしたい。

（二〇一四年二月刊 A5版 四四八頁 定価一〇〇〇円＋税 八木書店）